

項目	現在の取扱い（概要）				
保健所業務 （積極的疫学 調査）の重点化	【道の取扱い】 重症化リスクが高い患者の方を迅速かつ的確に必要な医療に繋げるため、積極的疫学調査の対象を、原則、同居家族や医療機関、介護福祉施設等に重点化				
	対象者	区分	対象者選定	対応	
	①患者本人	感染者	保健所調査	療養・健康観察	
	②同居家族・同居人	濃厚接触者		外出自粛・健康観察	
	③重症化リスクの高い施設 （医療機関・介護施設等）				
	④保育園・幼稚園・小学校等	感染の可能性がある者	職場管理者等	症状がある →受診（検査） 症状がない →外出自粛、健康観察	
	⑤同居家族以外 （知人・友人等）		・患者本人から連絡 ・接触者が自主的		
⑥上記③、④以外の職場					
同居家族など濃厚接触者への対応	【道の取扱い】 同居家族又は同居人の濃厚接触者が有症状となった場合には、医師の判断により検査を行わなくとも、臨床症状で診断（疑似症患者として届け出）				

項目	現在の取扱い（概要）					
感染者の療養期間、濃厚接触者の待機期間	【道の取扱い】					
	感染者	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1210 191 1562 254">有症状</th> <th data-bbox="1562 191 2018 254">無症状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1210 254 1562 405"> 発症日の翌日から10日間経過かつ症状軽快後72時間経過 </td> <td data-bbox="1562 254 2018 405"> ・検体採取日の翌日から7日間経過 ・10日間を経過するまでは、検温等の健康観察 </td> </tr> </tbody> </table>	有症状	無症状	発症日の翌日から10日間経過かつ症状軽快後72時間経過	・検体採取日の翌日から7日間経過 ・10日間を経過するまでは、検温等の健康観察
		有症状	無症状			
	発症日の翌日から10日間経過かつ症状軽快後72時間経過	・検体採取日の翌日から7日間経過 ・10日間を経過するまでは、検温等の健康観察				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="327 405 1210 468">同一世帯内以外</th> <th data-bbox="1210 405 2018 468">同一世帯内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="327 468 1210 745"> 感染者と接触した日の翌日から7日間経過 </td> <td data-bbox="1210 468 2018 745"> 以下の①、②のうちいずれか遅い日の翌日から7日間経過 ①発症日（無症状の場合は検体採取日） ※感染対策を行っていることが前提 ②住居内で感染対策を講じた日 </td> </tr> </tbody> </table>	同一世帯内以外	同一世帯内	感染者と接触した日の翌日から7日間経過	以下の①、②のうちいずれか遅い日の翌日から7日間経過 ①発症日（無症状の場合は検体採取日） ※感染対策を行っていることが前提 ②住居内で感染対策を講じた日		
同一世帯内以外	同一世帯内					
感染者と接触した日の翌日から7日間経過	以下の①、②のうちいずれか遅い日の翌日から7日間経過 ①発症日（無症状の場合は検体採取日） ※感染対策を行っていることが前提 ②住居内で感染対策を講じた日					
濃厚接触者	<p>(1) 医療従事者、介護従事者、障害者支援施設等の従事者、保育所・幼稚園・小学校等の職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一定条件（下記①～④）を満たす場合に、業務に従事することは「不要不急の外出」に当たらないとする取扱いも可能 <ul style="list-style-type: none"> ① 他の職員による代替が困難 ② ワクチンの追加接種後（2回目接種から6ヶ月経過していない場合は2回目接種から）14日間経過 ③ 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（困難な場合は抗原定性検査キットも可）により陰性を確認（感染者との最終接触日から5日目まで） ④ 濃厚接触者である当該職員の業務を所属の管理者が了解 ● 7日間経過まで健康観察、リスクの高い場所の利用や会食を控える、マスクを着用する等の感染対策 <p>(2) (1)以外の従事者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自費検査による陰性確認をする場合は5日間（4日目、5日目の抗原定性検査キットを用いた自費（事業者）検査により陰性確認） ● 7日間を経過するまでは、検温等の経過観察 					